

第5回 公募 公益財団法人 日本習字教育財団 学術研究助成 についてのご案内

はじめに

本学術研究助成も、節目となる第5回を迎えます。これもひとえに本事業にご理解、ご支援を頂いております皆様のおかげと、心から感謝申し上げます。

本学術研究助成は、斯界の次代を担う若手研究者育成や、教育活動の充実を図るため、五つの研究分野を設定し、研究公募を行ってまいりました。その成果を踏まえ、今回から今まで以上に多くの皆さまにご応募頂けるよう、時代に則した募集要項へと改正を行っております。

習字・書写書道分野を取り巻く環境は、更に厳しいものがありますが、本学術研究助成が、未来へ羽ばたく若手研究者の一助となることを期待してやみません。

今回も多数のご応募をお待ちしております。

平成29年 4月

公益財団法人 日本習字教育財団 学術研究助成運営委員会委員長
公益財団法人 日本習字教育財団 理事長

甲地 文昌

「学術研究助成申請要綱」

〈学術研究助成の名称〉

本学術研究助成は「公募 公益財団法人 日本習字教育財団 学術研究助成」と名称する。

〈学術研究助成遂行の目的〉

本学術研究助成は、以下に述べる領域の教育者及び研究者を通じて、書道に関する教育・研究機関への助成(「公益財団法人 日本習字教育財団 定款」第2章・第4条の(5))を行い、わが国の習字・書写書道教育及びその研究と当該分野の振興発展に寄与することを目的とする。また、『公益財団法人 日本習字教育財団 学術研究助成成果論文集』を刊行することにより、その研究成果を広く公表し、当該分野における今後の研究に資することを目的とする。

〈学術研究助成の対象者〉

本学術研究助成の対象者は以下の通り。

- (1) 小・中学校、高等学校、大学及び専修学校に籍を置く教員で、日本語論文で成果発表ができる者
- (2) 大学院に在籍し、指導教員が責任をもって推薦し、かつ日本語論文で成果発表ができる者
- (3) 各種学会もしくは研究団体に所属し、日本語論文で成果発表ができる者
- (4) 登録博物館又は博物館相当施設に勤務し、館長等の推薦を受けた者

- (5) 個人又は研究グループの一員として、文部科学省学術研究助成基金助成金等、他の学術助成金を受けていない者^(注1)
- (6) その他、後述の「公益財団法人 日本習字教育財団 研究助成審査委員会」(以下、「研究助成審査委員会」)が特に助成に値すると判断した者

注1) 本学術研究助成申請時において、「研究代表者」として、「科学研究費助成事業(学術研究助成基金)」等、他の学術助成金の交付を受けていない者。但し、研究グループの一員としての「研究分担者」についてはその限りでない。

※ 当財団の会員又はその業務に直接、関係・関与しない者

〈学術研究助成の領域〉

本学術研究助成を申請する者は自らの研究を該当する以下の領域から選択し、申請すること。

- (1) 幼児から小学校2年生までを対象にした文字教育に関する研究分野
- (2) 小学校3年生から中学校3年生までを対象にした習字・書写書道教育に関する研究分野
- (3) わが国又は東アジアの書学・書道史に関する研究分野
- (4) 文字を用いた生涯学習に関する研究又は、美術館・博物館等における習字・書写書道教育(鑑賞・ワークショップ等を含む)に関する研究分野
- (5) 教育史的立場から論じた習字・書写書道教育に関する研究又は文房具に関する研究分野

注) 「研究助成審査委員会」の判断により特に助成に値するとされた研究は領域を変更し、助成が認められる場合もある。

〈学術研究助成金額及び件数〉

各助成申請の審査と助成金額の決定は「研究助成審査委員会」により決定される。

よって、必ずしも申請額が満額承認されるとは限らないので注意すること。

助成金額については以下の通り。

- (1) 個人研究(単年度に限る)
- 助成金額上限1件につき …………… 20万円
- (2) 2～5名によるグループ研究(2年以内に限る)
- 助成金額上限1件につき …………… 50万円

注) 個人による複数領域ならびに複数件の研究助成申請は受け付けない。

〈学術研究助成金の使用範囲〉

学術研究助成金の使用は以下の項目に限るが、「研究助成審査委員会」が特に必要と認める事項はこの限りではない。

- ・書籍購入費……研究に必要な書籍名・出版社・出版年月日・単価・数量・金額等を明記すること。
- ・教材費……実践研究に必要な用具用材は種類・単価・数量・金額等を明記すること。
- ・旅費……直線距離で100kmを超える移動(国内外)に関しては予定と金額を明記すること。
また、旅費のみの申請は認めない。また、原則としてタクシーでの移動は認めない。

注1) 飲食費、会合費、学会参加費、通訳費、謝礼、電子機器購入の全額もしくは一部に充当することは助成の趣旨と異なるため、基本的には認めない。

また、学術研究助成金の使用についてはいかなる場合も事務局への領収書の提出を義務付ける。やむなき理由により領収書の提出が不可能な場合は、必ず事務局へ連絡し、指示を受けること。怠った場合は、費用として認めない。

- 注2) 大学等研究機関における間接経費（オーバーヘッド）に関しては申請時に、その旨を必ず申し出ること。学術研究助成運営委員会委員長名で「間接経費減免願」を発行するので、所属先に提出すること。所属先により減免が認められなかった場合、間接経費が研究者負担となる場合があるので、十分に注意すること。
- 注3) 各研究機関における間接経費（オーバーヘッド）に関しては、学内における規定が明確に判るもの（内規の写し、所属長印のある証明等）の提出があるものに限り、研究助成金総額の10%を上限として、これを認める。オーバーヘッドを申請する場合、《申請金額の内訳》にこれを明確に記入し、申請金額の上限を超えない様注意すること。
- また、研究助成金の支払いに関し、振込口座名は原則、助成者個人名のものとするが、大学等の研究機関に所属し、これが困難なものは事前にその理由を明記し、大学経理責任者印がある証明書（任意書式）を提出することを義務付ける。

〈学術研究助成の成果発表〉

当学術研究助成の成果は日本語論文形式とし、助成対象者は期日内に「公益財団法人 日本習字教育財団 学術研究助成成果論文 査読委員会」宛てに20000字以上(原稿用紙50枚以上)の論文を提出し、査読審査を受ける義務を負う。複数年研究の場合、1ヶ年に1回中間報告書を提出し、査読を受けることが義務付けられる。それぞれ、査読審査の結果によっては、論文の一部改稿を命じられることがある。

査読を経て『公益財団法人 日本習字教育財団 学術研究助成成果論文集』載録の可否が決定されるため成果論文内容の向上に努めること。

〈学術研究助成成果の知的財産権〉

学術研究助成成果にかかる知的財産権は公益財団法人 日本習字教育財団に帰属するが、研究者本人の承諾を得ずに、これを使用することはできない。また研究者本人も財団の承認を得ずにこれを営利目的等の自己都合で利用することはできない。但し、学界に益すること、社会貢献に該当することは、これを奨励し承認する。特に報酬を求めない講演・学会等発表については積極的にこれを推奨する。また、研究誌等への投稿や発表等に際しては、「公益財団法人 日本習字教育財団 学術研究助成研究成果」であることを明記すること。

〈学術研究助成申請の方法〉

学術研究助成の申請にあたっては、指定の様式「研究企画書」の提出を求める。本要綱添付の書式、もしくは「公益財団法人 日本習字教育財団 公式ホームページ」上の「学術研究助成」から書式をダウンロードし、プリントアウトしたものに必要項目を記入後、本人(グループ研究の場合、代表者)が押印して、「公益財団法人 日本習字教育財団 学術研究助成運営委員会事務局」(以下、「運営委員会事務局」)に郵送すること。なお、申請書類の返却は行わないので注意すること。また、大学院生、博物館等学芸員は、指導教員・館長等の推薦書を添付すること。申請者の個人情報及び申請企画の内容に関しては、運営委員会事務局において厳重に管理し、本助成に関する事柄以外には利用しない。

〈学術研究助成申請の審査〉

申請された学術研究助成企画は先述の「研究助成審査委員会」によって厳正に審査され、委員長が運営委員会に結果を報告する。また、必要によっては面接を行うが、その場合の旅費は自己負担とする。面接を行う場合は東京、京都、福岡から任意に選択することができる。その後、運営委員会の承認を経て、研究助成が決定される。なお、審査に関する質問、異議申立て等は、一切受け付けない。運営委員会が不適と判断した場合、次年度以降の申請を受け付けないこともあるので注意すること。

〈学術研究助成申請の結果通知〉

学術研究助成の申請結果については、平成28年9月1日までに本人宛て(グループ研究については代

表者)に郵送にて通知する。学術研究助成企画が採用された者は、運営委員会事務局宛てに通知を確認した旨を報告し、指示に従い速やかに研究準備を開始すること。

〈本年度 研究助成審査委員会 審査員〉

委員長 古谷 稔 (東京国立博物館 名誉館員)

(1) 幼児から小学校2年生までを対象にした文字教育に関する研究分野

審査委員 瀬川 賢一 (大阪教育大学 准教授)

森 哲之 (広島文教女子大学 准教授)

(2) 小学校3年生から中学校3年生までを対象にした習字・書写書道教育に関する研究分野

審査委員 大橋 修一 (埼玉大学 名誉教授・川口短期大学 教授)

松本 仁志 (広島大学 教授)

(3) わが国又は東アジアの書学・書道史に関する研究分野

審査委員 福田 哲之 (島根大学 教授)

永由 徳夫 (群馬大学 教授)

(4) 文字を用いた生涯学習に関する研究又は、美術館・博物館等における習字・書写書道教育(鑑賞・ワークショップ等を含む)に関する研究分野

審査委員 萱 のり子 (東京学芸大学 教授)

丸山 猶計 (九州国立博物館 室長)

(5) 教育史的立場から論じた習字・書写書道教育に関する研究又は文房具に関する研究分野

審査委員 樋口 咲子 (千葉大学 教授)

宮里 司 (大東文化大学書道学科 兼任講師)

〈公募の締め切りと送付先〉

公募締切日

平成 29 年 6 月 2 日(金) 必着

送付ならびに問合せ先

〒606-8334 京都市左京区岡崎南御所町35-15 観峰会館

公益財団法人 日本習字教育財団 学術研究助成 運営委員会事務局

Tel : 075-771-6118 Fax : 075-771-6159 (学術助成担当係)

E-mail : k-shitami@nihon-shuji.or.jp

〈審査の結果発表について〉

平成 29 年 9 月 1 日までに、結果を郵送で通達する

〈助成の開始〉

平成 29 年 9 月 1 日 開始